

答弁書第十五号

内閣参甲第一七号

昭和二十三年二月六日

参議院議長 松平恒雄殿

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議員小川友三君提出國家公務員に対する配給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和二十三年 二月 十六日

參議院議員小川友三君提出國家公務員に対する配給に関する質問に対する答弁書

國有鐵道現場従事員に対しては被服類貸與規定に基づいて接客方面従事員には制服を、その他の従事員には作業衣を貸與しており、その着数及び貸與年限は作業の繁閑に應じて定めてある。列車荷扱手には制服の他作業の特殊性に應じて荷扱用前掛を貸與する等の措置を講じている。この点で被服貸與については機関区従事員、列車荷扱手等均衡がとれているものと考ええる。

唯纖維資源逼迫の折、被服類の貸與年限は極度に延長されているために被服の損耗も激しくなつていて、がこの点は纖維事情の好轉と睨み合せて善処したい。

なお、國家公務員に対する配給に関しては今後共遺憾のないよう努力したい。